

旧高齢者専用賃貸住宅における登録・届出について

H23.10.20

届出義務等

旧高専賃

有老該当サービス(※)
提供あり

【有料老人ホームに該当する場合】

(住宅事業者が、介護、家事、食事、健康管理のいずれかのサービスを自ら又は委託により提供)

サービス付き高齢者向け住宅(任意登録)

上記登録のない場合

有料老人ホーム(届出義務)

**平成24年3月31日までに
登録又は届出が必要**

* サービス付き高齢者向け住宅の登録を行った場合は、有料老人ホームの届出義務が免除されます。

有老該当サービス(※)
提供なし

【有料老人ホームに該当しない場合】

(=上記【有料老人ホームに該当する場合】に該当しない場合)

人員配置、サービス、バリアフリー
等の基準を満たす場合

サービス付き高齢者向け住宅
(任意登録)

サービス付き高齢者向け住宅に
登録しない場合

東京シニア
円滑入居
賃貸住宅
(任意登録)

東京シニア
住宅に登録
しない場合

一般住宅
(登録制度
なし)

※有老該当サービス
介護、家事、食事、健康管理
サービスのいずれかを提供

住所地特例

適合高専賃の場合のみ
住所地特例対象施設に該当

以下の場合には住所地特例対象施設に該当

- ① 有料老人ホームの届出を行った場合
- ② サービス付き高齢者向け住宅の登録を行い、かつ特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合
- ③ サービス付き高齢者向け住宅の登録を行った住宅が、有料老人ホームに該当するサービス(介護、家事、食事、健康管理のいずれか)を自ら又は委託により提供し、かつ契約形態が利用権方式の場合

